平成２１年（フ）第１８７４７号
福島県本宮市本宮字作田台42―３
債務者　佐藤　裕幸
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４８号
東京都豊島区高松１丁目８―12―202
債務者　安藤　仁実（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４９号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目９―１―203
債務者　平良　和美（旧姓洲鎌）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７５４号
東京都練馬区大泉学園町７丁目10―38
債務者　細海みどり
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７５５号
東京都江戸川区篠崎町１丁目321―106
債務者　澤田　節子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７５７号
東京都練馬区西大泉１丁目28―12―208
債務者　大西　秀和
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７５８号
静岡県掛川市成滝398―５、住民票上の住所
静岡県掛川市本郷588―２　市営住宅原谷第２団地Ｃ棟101
債務者　竹内　啓悟
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７５９号
東京都三鷹市下連雀１丁目９―６―301
債務者　時任　重晴
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７６０号
栃木県佐野市上台町2090―15
債務者　狩野　宣江
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７６８号
東京都福生市大字福生二宮2477―３―Ｆ
債務者　小原　糸代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７６９号
東京都新宿区中井２丁目26―５―103
債務者　長谷川友子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７８１号
千葉県香取市三ノ分目164―38
債務者　飯田　節子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７８６号
東京都練馬区下石神井４丁目６―17―202
債務者　濱邊　慎也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７８７号
東京都江戸川区一之江４丁目10―18―102
債務者　福島　将志
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７８８号
東京都町田市常盤町3131―１
債務者　池田　穣二
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部